

様式第2号（第5条関係）  
許可第7-4号

## 一般廃棄物処理業許可書

住 所 静岡県御前崎市宮内248-5  
氏 名 株式会社 アドバンス中部サービス  
代表取締役 高瀬晴康

令和7年10月30日付けの一般廃棄物処理業許可申請については、吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年11月6日

吉田町長 田 村 典



記

- 1 取扱一般廃棄物の種類 一般廃棄物（家庭系・事業系）  
特定家庭用機器再商品化法対象物
- 2 業務の内容 一般廃棄物の収集・運搬
- 3 有効期間 令和7年12月5日から  
令和9年12月4日まで
- 4 営業の区域 吉田町全域
- 5 その他（環境衛生上必要な条件）
  - (1) 関係法令を遵守すること。
  - (2) 毎月10日までに前月分の収集運搬実績報告書を町長あて提出すること。
  - (3) 吉田町牧之原市広域施設組合清掃センター及びリサイクルセンター（以下「清掃センター等」という。）へは、上に掲げる営業の区域以外で発生した一般廃棄物を搬入してはならない。また、搬入の際は、以下の事項を遵守すること。
    - ア 業務の実施について、町長若しくは吉田町牧之原市広域施設組合管理者から指示があったときは、これに従うこと。
    - イ 一般廃棄物は、あらかじめ指定された区分ごとに分別した後、清掃センター等へ搬入すること。
  - (4) 吉田町牧之原市広域施設組合衛生センターへは、上に掲げる営業の区域以外で発生した一般廃棄物を搬入してはならない。また、搬入の際は、以下の事項を遵守すること。
  - (5) 業務の実施について、町長若しくは吉田町牧之原市広域施設組合管理者から